

○西東京市交通安全対策会議条例

平成13年6月29日条例第196号

## 改正

平成19年6月25日条例第47号

令和元年12月18日条例第35号

西東京市交通安全対策会議条例

(設置)

**第1条** 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、西東京市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 西東京市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(組織)

**第3条** 会議は、会長及び委員15人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 東京都の職員 1人

(2) 警視庁田無警察署の警察官 1人

(3) 東京消防庁西東京消防署の職員 1人

(4) 市の職員 3人以内

(5) その他市長が必要と認める者 9人以内

(任期)

**第4条** 前条第5項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(庶務)

**第5条** 会議の庶務は、まちづくり部交通課において処理する。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成19年6月25日条例第47号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

**附 則** (令和元年12月18日条例第35号)

この条例は、令和2年2月1日から施行する。